一関地区広域行政組合指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱要綱

令和８年３月23日
一関地区広域行政組合告示第22号

（趣旨）

第１　この告示は、指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）及び指定公金事務取扱者（法第243条の２第１項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）の指定等に関する事務処理について、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び一関地区広域行政組合財務規則（平成18年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第２　指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱処理に関しては、一関市指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定等に関する事務取扱要綱（令和８年一関市告示第48号）を準用する。この場合において、「一関市」とあるのは「一関地区広域行政組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

制定文（抄）（令和８年３月23日告示第22号）

令和８年４月１日から施行する。